

入札説明書

森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公示日 令和4年11月18日
- 2 契約担当者 京都府南丹広域振興局長 南本 尚司
- 3 担当部局 京都府亀岡市荒塚町1丁目4番1号
京都府南丹広域振興局地域連携・振興部企画・連携推進課
電話番号 0771-24-8430
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務名
森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務
 - (2) 業務の仕様等
別添「森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務仕様書」
(以下「仕様書」という。)のとおりに
 - (3) 業務を行う期間
 - ① 委託期間：契約締結日から令和5年2月17日(金)まで
 - ② イベント開催日時：令和5年1月26日(木) 11:00～19:00
同 1月27日(金) 11:00～19:00(2日間)
 - ③ 設営・撤去日時：＜設営＞令和5年1月25日(水) 5:00～11:00
＜撤去＞令和5年1月27日(金) 21:00～23:00
 - (4) 業務を行う場所等
京都駅前地下街ポルタ(京都府京都市下京区東塩小路町902番地)
ポルタ イベントスペース(ポルタプラザ)
北区画(約5.5m×10.2m)、南区画(約5.5m×10.5m)
- 5 入札説明会の日時及び場所
令和4年11月24日(木曜日) 午前11時
京都府南丹広域振興局亀岡総合庁舎3階第5会議室
- 6 入札に参加できない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
 - ア 法第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団員の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む）

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。
- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 公示日の属する年の1月1日において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 資格審査申請書又は添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 京都府内に事業所を設置していない者
- (2) 申請書の提出期限の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書（別記第1号様式）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間

令和4年11月18日（金曜日）から29日（火曜日）まで

(2) 申請書の提出場所 3に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記簿謄本及び定款、個人にあってはその者が制限能力

者（未成年、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第16条第1項の審判を受けた被補助人）ではないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 京都府が発行する府税納税証明書（別記第2号様式）

ウ 税務署が発行する消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書（別記第3号様式）

オ 取引使用印鑑届（別記4号様式）

- カ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第5号様式）
- キ 誓約書（別記第6号様式）
- ク 役員等調書（別記第7号様式）
- ケ 返信用封筒（94円切手貼付）

(5) 資料の提出等

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載等

6及び7について参加資格があると認定された者は、森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第8号様式）により、申請書を提出した者に通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から入札日までとする。

12 参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第9号様式）により当該変更に係る事項を知事に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名

13 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月7日（水曜日）午前10時

イ 場所 京都府南丹広域振興局亀岡総合庁舎3階第5会議室

(2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務に係る入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときは直ちに再度の入札を行

- う場合であってはこの限りでない。
- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。
- カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。
なお、入札書の入札金額は訂正できない。
- (4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額
落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札
ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人に立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。
イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。
- (9) 再度入札
開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (10) 入札の無効又は失格
次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。
なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。
- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
ウ 委任状を持参しない代理人による入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正

- した入札書で入札した者の入札
 - カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札含む。）をした者の入札
 - キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
 - ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
 - コ その他入札条件に違反した者
 - サ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者
- (11) 落札者の決定方法
- ア 京都会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。
 - イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- 14 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 15 入札保証金
免除
- 16 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 17 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、規則第159条第2項に該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 18 契約書の作成の要否
要（別紙契約書案により作成するものとする）
- 19 その他
- (1) 1から18までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
 - (3) 仕様書、契約書案等については、入札後速やかに返却すること
 - (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること

別記

第1号様式

一般競争入札参加資格審査申請書

森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務に係る一般競争入札に参加したいので、その資格の審査を、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

京都府南丹広域振興局長 様

住所又は所在地

ふりがな
商号又は名称

ふりがな
代表者の職・氏名

第2号様式

証明番号	第 号
------	-----

府税納税証明書

※納税義務者	住所又は所在地	
	商号又は名称	
	代表者の職・氏名	
使用目的	森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務に係る一般競争入札参加資格審査申請のため	
証明事項	府税（個人府民税を除く。）について滞納がないこと。	
備考		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

備考 ※印欄は、申請人において記載してください。
府税には、附帯金を含みます。

印

第2号様式（交付請求書）

受付年月日	年 月 日
証明番号	第 号

納税証明書交付請求書

使用目的	森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務に係る一般競争入札参加資格審査申請のため	証明書請求枚数
		1枚
提出先	京都府知事（京都府南丹広域振興局長）	
証明事項	京都府税（個人府民税を除く。）について滞納がないこと。	

上記の事項を証明してください。

年 月 日

様

所在地又は住所

ふりがな
商号又は名称

ふりがな
代表者の職・氏名



請求者が納税者等でないときは、納税者等の委任状を必ず添付してください。

なお、納税者が法人の場合で、支店長・営業所長等が請求者の場合は、委任状は必要ありません。

交付手数料（証明書1枚ごとに400円）が必要です。

営 業 経 歴 書

(令和4年1月1日現在)

申 請 者	商号 (名称) 代表者の職・氏名
	所在地 電話 () 局 番
直接取引を希望する 支店等 〔申請者と同一の 場合記入不要〕	商号 (名称) 代表者の職・氏名
	所在地 電話 () 局 番

営 業 種 目	比 率
	%
	%
	%
	%

営業年数	営業開始年月	営業年数	現組織へ変更した年月	現組織へ変更後の営業年数		
	年 月	年 月	年 月	年 月		
従業員数	全従業員数	うち、取引希望支店等従業員数	営業実績	直前の2営業年度の平均契約金額		
	人	人		百万円		
主要取引実績	直前の営業年度の契約実績			2営業年度前の契約実績		
	取引先	金額 (百万円)	契約内容	取引先	金額 (百万円)	契約内容

以下、法人のみ記入してください。

自己資本額	払込資本金	百万円	特記事項	年 年 月 月 日 日 ま か で ら	損益状況	① 売上高	百万円
	積立金					② 売上原価	
	繰越金 (繰越欠損)					①-② (A) 売上総利益	
	準備金					③ 販売費及び一般管理費	
	計					(A) - ③ (B) 営業利益	
						④ 営業外収(損)益	
						(B) - ④ (C) 経常利益	
					経営状況		
					(総合) 売上高対営業利益率	(財務) 流動比率	(販売) 売上高対総利益率

過去5年以内のイベント会場設営業務（関連業務を含む）の実績

取引先（電話番号）	金額	業務量等	業務内容（受託年月日）
()			(年 月 日)
()			(年 月 日)
()			(年 月 日)
()			(年 月 日)
()			(年 月 日)
()			(年 月 日)

第4号様式

取引使用印鑑届

下記のとおり、取引使用印鑑を届け出ます。

記

法人印（個人の場合は個人印）	代表者印（法人の場合に限る。）
----------------	-----------------

年 月 日

京都府知事 様

住所又は所在地

ふりがな
商号又は名称

ふりがな
代表者の職・氏名

委任状

年 月 日

京都府知事 様

所在地
商号又は名称
代表者名

私は、下記の者を代理人と定め、 年 月 日から 年 月 日までの間、
京都府と の契約に関し、次の権限を委任します。

所在地
(代理人) 商号又は名称
代表者名

委任事項

- 1 見積及び入札に関する件
- 2 契約の締結に関する件
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する件
- 4 代金の請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件
- 6 その他これらに付随する一切の件

誓 約 書

今般京都府の競争入札（以下「入札」という。）に参加すべく申請書を提出しましたが、入札に参加することが決定しました場合は、貴府における入札等に関する諸規程を遵守し、公正な入札をいたします。

もし、下記事項1から12に該当した場合は、直ちに指示に従い、自己の負担において物件の取替え、補償その他一切の責任をとることはもちろん、入札に参加することができないこととなっても何等異存ないことを誓約いたします。

また、下記事項13に該当しないことを誓約し、また、その資格確認のため必要な官公庁（京都府警察本部等）への照会を行うことについて承諾いたします。

年 月 日

京 都 府 知 事 様

住所又は所在地 干

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

㊞

- 1 故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
- 2 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 京都府の担当者が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がないのに契約を履行しなかったとき。（不完全履行、履行遅滞の場合を含む。）
- 6 落札して契約しなかったとき。
- 7 契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。
- 8 業務に関し賄賂等の刑事事件を起こしたとき。
- 9 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。
- 10 不渡手形の発行、債権差押等経営状態が著しく悪化したとき。
- 11 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令に違反し、処罰を受けたとき。
- 12 第1号から第5号までのいずれかに該当する事実があった時から2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 13 次に掲げる（1）から（6）までのいずれにも該当しないこと。
 - （1）地方自治法施行令第167条の4関係
 - ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - エ 契約に関して同条第2項各号に掲げる行為を行い、その事実があった後知事が特別に定める2年を超えない期間を経過しない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - （2）資格審査申請書を提出するときにおいて、府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3号法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - （ア）法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - （イ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者
 - （ウ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （4）前号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

役員等調書

私は、京都府が実施する競争入札参加資格審査申請に当たり、森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務の一般競争入札の公告に基づく資格確認のため、本調書に記載した事項を京都府警察本部長に照会することについて同意します。
年 月 日

住所又は所在地

ふりがな
商号又は名称

ふりがな
代表者の職・氏名



カナ氏名	漢字氏名	役職名	生年月日				性別
			元号	年	月	日	

- 注 1 この調書は森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等の一般競争入札の参加資格を確認するため、京都府警察本部長に対し、申請者が京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当するかどうかについて照会するとき使用するものです。
- 2 申請者本人及び注の3の使用人に該当する者（申請者が法人の場合にあっては、その代表者、役員及び注の3の使用人に該当する者）について記載してください。
- 3 使用人とは、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長等その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織の業務を統括する者及び営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるものをいいます。
- 4 提出された役員等調書の個人情報、京都府警察本部長に対して照会する目的以外には使用しません。

第8号様式（その1）

第 年 月 日 号

商号又は名称
代表者の職・氏名 様

京都府知事

一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日付けで提出された一般競争入札参加資格審査申請書を審査した結果、下記のとおり森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載することと決定したので通知します。

記

- 1 登 載 番 号 第 号
- 2 登載年月日 年 月 日
- 3 参加資格有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日

第8号様式（その2）

第 年 月 日
年 月 日

商号又は名称
代表者の職・氏名 様

京都府知事

一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日付けで提出された一般競争入札参加資格審査申請書を審査した結果、下記のとおり森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務に係る一般競争入札参加資格がないものと認定したので通知します。

第9号様式

一般競争入札参加資格申請書記載事項変更届

年 月 日付で提出しました一般競争入札参加資格審査申請書及びその添付資料の記載事項について、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

なお、この変更届の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | | | | |
|---|-------|---|---|---|
| 1 | 登載番号 | 第 | | 号 |
| 2 | 変更年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 変更事項 | | | |
| | 変更前 | | | |
| | 変更後 | | | |

年 月 日

京都府知事 様

住所又は所在地

ふりがな
商号又は名称

ふりがな
代表者の職・氏名

備考 変更事項の内容を証明できる書類を添付してください。

(委託業務用)

入 札 書

金 額	¥ _____
業 務 名	森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務
業 務 内 容	森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務仕様書による
入札条件を承諾の上、上記のとおり入札します。 年 月 日	
住 所 氏 名	
(印)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4（横長）とする。

(委託業務用)

再 入 札 書

金 額	¥ _____
業 務 名	森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務
業 務 内 容	森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務仕様書による
入札条件を承諾の上、上記のとおり入札します。 年 月 日	
住 所 氏 名	
(印)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4（横長）とする。

委託契約書

収入

印紙

京都府を甲とし、(入札後記載)を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称、内容等

森の京都プチマルシェ～京都丹波セレクトフェア～会場設営等業務

(2) 委託料 (入札後記載) 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (入札後記載) 円)

(3) 委託期間 契約締結日から令和5年2月17日(金)まで

(4) 契約保証金 契約金額の100分の10の額

(5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.5パーセント

(業務の処理の方法)

第2条 乙は、別添の業務仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(処理状況の調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務完了報告及び検査)

第5条 乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって別委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第7条 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第8条 乙は、第1条第3号の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の委託料に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第6条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例(平成23年京都府条例第29号)」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第13条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第14条 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第15条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第17条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条の2 乙は、委託業務における個人情報の取扱いに係る京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
- (2) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (4) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (6) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (7) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (8) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (9) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は条例により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (10) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (11) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不適当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (12) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

第19条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 氏 名 京都府南丹広域振興局
局長 南 本 尚 司

印

乙 住 所
氏 名

印